

地縁法人化推進委員会の指針 住民への広報、説明会開催につき、各自治会役員町づくり協議会役員に理解をしていただき推進して行きます。

審議事項は10項目のプロセスとして課題抽出を行い、解決を見出してゆく
住民全員へのQ&Aと推進説明を行う役員のQ&Aを区分し住民理解を含め早期に充足した認可を行ってゆく

すずらん台地縁法人の課題と対応策の理解

課題項目のうち更に理解を深め、整理したエビデンスを残す必要事項は太文字とした

I、認可地縁法人の名称・種類

① Q 認可地縁法人ってなんですか

A 地方自治上の地縁団体が名張市長の認可で法人格を取得する制度です。
継続した活動の基盤を確立するため、法律上の責任所在の明確化を行うものです。

② Q なぜ法人を推進するのですか

A すずらん台町づくり協議会の活動団体では、契約行為が代表者の私的契約になり、代表者の責任と負担が大きい。また、個人が財産を隠匿することも防止できます。

代表者個人の子、孫への負債を持ち越さないためです。

若い人や有職者も参加しやすい企画、部会の再編成が図れます。

③ Q 法人化のうち何故 地縁法人を選択したのですか

A 一般社団法人、NPO法人、地縁法人の中で順守事項は同等ですが地縁法人の認可は名張市市長であり、設立推進のサポートは名張市地域経営室が行います。

- ④ Q 町づくり協議会を地縁法人にするとどんなメリットがあるの ②
A 法人化された団体は福祉寄贈などの支援対象になりやすくなります。
東集会所等の建替え等の助成金は法人でなければ受けられません
- ⑤ Q 名称がなぜ「地縁法人すずらん台町づくり協議会」なのですか
A なじみのある「すずらん台町づくり協議会」を継承選定しました
- ⑥ Q 法人化のデメリットはどんなのがあるの
A 法人として、名張市に各種報告義務を負い提示書類が増します
収益事業は赤字であっても課税の対象です
登記手数料が必要です
- ⑦ Q 法人の住所・事務所はどこですか
A 住所は変更有りませんが、事務所は業務が複層が予想されるため
西集会所等検討してゆきます
- ⑧ Q 法人用として新規電話・メールアドレスが必要ではないのですか
A 法人化のプロセスにて業務の見直しを行い検討してゆきます
- ⑨ Q 名張市 他の地区の法人化推進状況はどのようなのですか
A 地縁法人は町づくりとして2 / 15地区が取得（美旗、錦生）
自治会単位では32 / 182が取得しています。
一般社団法人は1 / 15地区が取得しています
- ⑩ Q 日本での法人化推進状況はどのようなのですか
A 地縁法人は1619 / 44008件が登録済み
- ⑪ Q 資産を有している団体又は自治体から法人化しないのですか
A いずれコミュニティビジネスの拡大にて町づくりも資産を有し
資産を取得する時の対応です

- ⑫ Q なぜ2020年に地縁法人化を推進するのですか ⑬
A 2020年度の新型コロナの影響にて従来の業務減少となり、調査審議が実行できます

II、認可の住民説明・総会での承認

- ① Q 地縁法人認可までのプログラムはどうなっているの
A 認可承認までのプログラムを役員に都度配布します
- ② Q 推進の5W1Hはだれが監視するの
A 推進状況と成果、進捗を月々の運営委員会にて報告審議します

III、構成員名簿

- ① Q 法人の会員はすずらん台住民個人ですか
A すずらん台に居住の赤ちゃん含む全住民が会員対象です
- ② Q 個人情報の流出にならないのですか
A 用途を明確化し、規定を含めて抵触を審議します。
- ③ Q 自治会の4地区ばらばらの入居管理データはどうするの
A 一元化した登録仕組みを規定、構築します
- ④ Q 地縁法人の賛同が得られない住民はどうするのですか
A 説得をするための広報、活動をしてゆきます。
- ⑤ Q 自治会に入っていない住民はどうするのですか
A ・地縁法人への入会は拒むことができません
・自治会会員ではありませんができる限りの情報開示をします
・情報開示の内容を審議します
- ⑥ Q 地縁法人では総会欠席時の意思反映に委任状は認められるの
A 代議員性を規定し従来の各戸1票の運用が行えます

- ⑦ Q 構成員名簿の刷新及び名張市への提出が逐次行えるの ④
A 各自治会にて実施している転入、転出の逐次整備にて対応します
- ⑧ Q 自治会も地縁法人ですか
A 地縁法人すずらん台町づくり協議会の参加組織と位置付け
賛助会員の扱いとなります
- ⑨ Q 地縁法人住民合意の比率目標は
A 町づくり協議会の総会、各自治会の総会承認比率の最低数値が判断値
と理解しています 2020年総会承認 71% (2,000人以上の確保)

IV、規約の制定・締結覚書の見直し

- ① Q 町づくり協議会、各自治会の規約改定はどうするの
A 町づくり協議会規約は現行規約と要求案件を精査し改定刷新し
自治会規約は町づくり協議会の改定内容に合わせ変更を行います。
- ② Q 自治会以外の締結ボランティア団体等の覚書変更はあるのですか
A 地縁法人組織編成時に洗いなおします
- ③ Q 締結済み覚書、協定書の扱いはどうするの
A 次回締結の期間まで現書類が有効として推進してゆきます

V、町づくり協議会の体制

- ① Q すずらん台町づくり協議会の組織編制はどうなるの
A 専門部会は町づくり協議会内等推進委員会にて提案してゆきます
(ライフサポートクラブ、サロンきずな、一番町お茶屋 等)
- ② Q 各ボランティア団体、市民センター、公共団体とのつながりは
A すずらん台地縁法人の組織図として明確化してゆきます

VI、会計の仕組み・課税対応

⑤

- ① Q 新たな会費を納めるのですか
A 従来の自治会への会費が地縁法人後も有効の仕組みです
- ② Q 自治会から町づくり協議会への分担金は増額されるのですか
A 増額無く事業、行事を推進します
- ③ Q 会費は従来の1世帯単位で運用できますか
A 各自治会の会費と町づくり協議会の助成金の紐づけを規約設定にて可
としてゆきます
- ④ Q 他の地縁法人認可地区（にて美旗・錦生）課税はないとの情報は
A 上野税務署等の見解、無税の理由付けを調査・報告します
- ⑤ Q 税金はどうなりますか、法人税はどうなりますか
A 登録免許税、所得税、固定資産税等の区分を整理し、判定
してゆきます。
各種税金を精査し、納税までのマニュアルを作成します
- ⑥ Q 年に数回行われる祭り等の売り上げは収益事業ですか
A 収益を上げるための事業とはいえないため該当しません

VII、資産・財産の管理

- ① Q 地縁法人の財産のうち不動産は何があるの
A 不動産はありません、また該当しそうな建物、土地等はリストにて
作成、管理します

- ② Q 地縁法人の有形資産は何があるの
A リスト化をし財産管理をします
- ③ Q 無形資産は何があるの
A リース、保険が該当しリスト化を行い、管理します
- ④ Q 地縁法人は財産取得を目的とした団体ですが財産は何ですか
A 各部会や、専門委員会で所有している機器等を洗い出し、地縁法人推進委員会にて組織内各位と精査してゆきます
- ⑤ Q 登記登録する資産はありますか
A 拠点活動である市民センターは、土地建物とも市の所有財産
組織内編制にて上程してもらい一元化してゆきます
- ⑥ Q 西集会所、東集会所、西1番町の土地、建物の所有権が変わるの
A 名張市と協議し、整理帳票を作成します

VIII、地域ビジョンの改定

- ① Q 地域ビジョンは変更が必要なのですか
A 制定時から情勢、状況が変化しているため現状に合わせ作成します

IX、認可申請・承認・発信

- ① Q 推進委員会のエビデンスはどうするのですか
A 議事録、進行事項及び決定事項はUSBにて総務が保管します
また町づくり協議会パソコン001のフォルダーに保管
- ② Q 地縁法人が設定の期間内に認可されない場合どうするのですか
A 基本スケジュールの前倒しを図ります
仮に任期切れの委員は顧問委員として継続します

③ Q 住民への理解度、承認度合はどうか ⑦

A 月々の役員会報告をします

地縁法人の目的及び推進を月々のすずらん台町づくりニュースにて住民の様にご理解していただくようにQ&A方式にて報告して行きます。

ご質問は推進委員である各自治会長にお問い合わせください。

市民センター、西集会所、東集会所、お茶屋に推進状況を掲示します。

④ Q 地縁法人認可手続きはどうするのですか

A 総会后申請書類を名張市長に提出します。名張市長の書類審査による

4要件（地方自治法260条の2）を満たしていると認可されます

なお、事前に法人化推進委員会にて整備し、名張市地域経営室にて精査していただきます。

⑤ Q 印鑑登録はどうするのですか

A 代表者個人の印鑑登録印で申請し、各韻を実印登録します

X、コミュニティ事業

① Q コミュニティ事業は何ですか、町づくりの比率は

A 現在のコミュニティ事業を精査します

② Q コミュニティ事業の利益拡大方法は

A 検討してゆきます

③ Q 新たなコミュニティ事業設立は

A 検討してゆきます

すずらん台町づくり協議会会長 和田 四十八

1区自治会長 廣岡 庄一

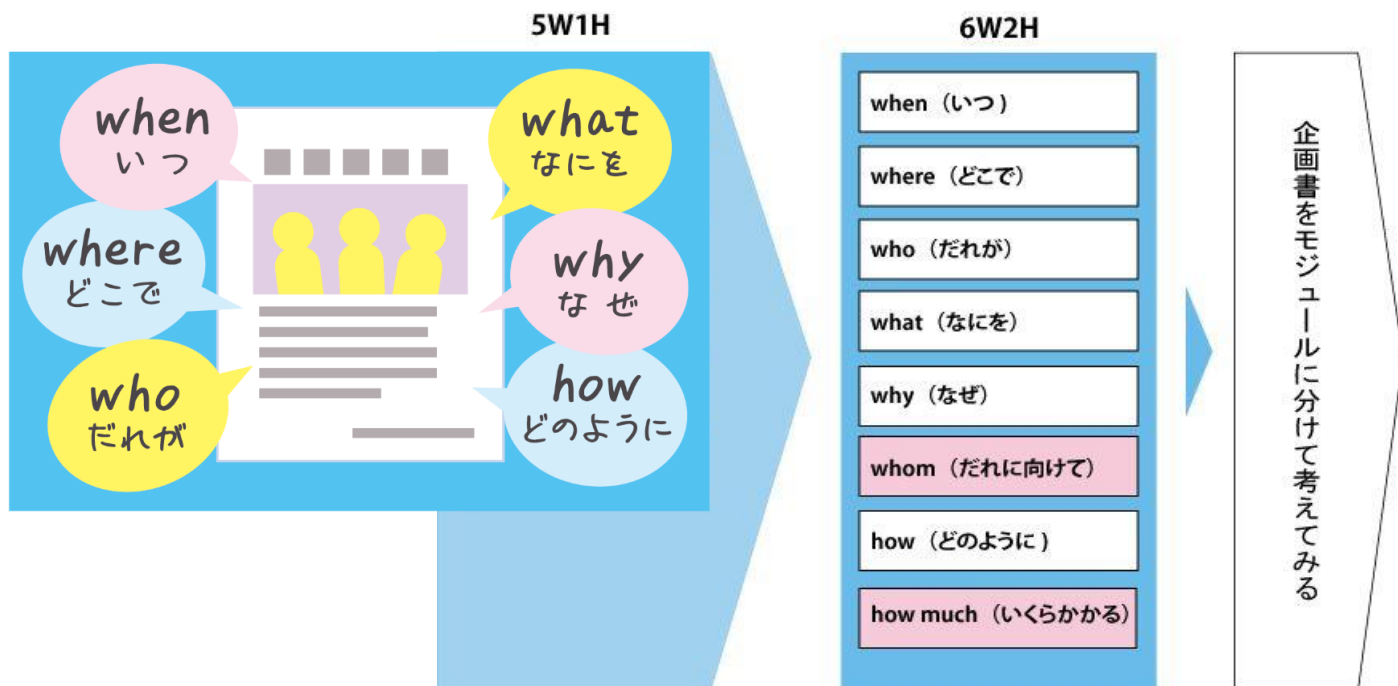
2区自治会長 田岡 康秀

3区自治会長 吉川 栄一

4区自治会長 和田 四十八



認可地縁法人へのプロセスに沿ってより具体的に課題を解決して行きましょう



メモ